

可燃ごみ島外搬出用車両（大型ごみ収集車）購入仕様書

1. この仕様書は、小値賀町が購入する可燃ごみ島外搬出用車両（ごみ収集車）について適用する。

なお、本仕様書に明記されていない事項でも当然必要とされるものについては、本町と契約した者（以下「契約者」という。）の責任において対処するものとする。

2. この仕様書による車両は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合するものに限る。また、機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱（昭和 62 年 2 月 13 日付基発第 60 号）における「機械式ごみ収集車の構造等に関する安全指導基準」及びその他車両に関する諸法令に適合しているものであること。

3. 品 名 可燃ごみ島外搬出用車両（大型ごみ収集車）

4. 用 途 可燃収集ごみの島外一般廃棄物処理施設への輸送及び受入貯留

5. 数 量 2 台

6. 納入場所 小値賀町役場（長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2 3 7 6 番地 1）

7. 納入期限 令和 4 年 3 月 1 8 日

8. 主要事項

(1) 乗車定員 3 名以下

(2) 各社仕様の 6. 3 t シャーシ

(3) 車両総重量 1 1 t 前後

(4) 車両全高 2, 8 0 0 mm 前後

(5) 車両全長 6, 7 0 0 mm 前後

(6) ホイールベース 3, 4 1 0 mm 前後

(7) 最高出力 2 1 0 P s 以上

(8) 車種型式

【参考商品】 F S R 9 0 S 2 フォワード（いすゞ自動車） 「同等品可」

9. シャーシ部

(1) ショートキャブとする。

(2) 車体色はホワイトとする。

(3) 文字は左右と後方に「小値賀町」を入れる（黒文字）。

(4) 乗車席シートには、耐水性のカバーを取り付けること。

10. 架装部

- (1) 回転積込、強制排出式の塵芥車。
架装型式：GR086-5734(新明和工業) 「同等品可」
- (2) 荷箱容積 8.5 m³ ~ 8.7 m³
- (3) 最大載積量 4,300 kg以上
- (3) 押し込み板の下部に飛散防止ゴム板を取付けること。
- (4) ホーキ立て・塵取り掛けを設置し、フレーム防錆処置を施すこと。
- (5) ボディ床全面、側面(立ち上がり400mm)ステンレス貼りとする。
- (6) サンプ、サンプ・サイドをステンレス貼りとする。
- (7) リア・フェンダー角型ステンレス製とする。
- (8) LED作業灯(左)、タイヤ止め、T型マフラーステンレス製を備え付けること。

11. 付属品

- (1) エアコン 一式
- (2) パワーウィンドウ 一式
- (3) パワーステアリング 一式
- (4) ドライブレコーダー 1個
- (5) バックアイカメラ及びモニター 一式
- (6) AMFMラジオ 1個
- (7) シガーソケット 1個
- (8) 電動格納式ドアミラー 一式
- (9) サイドアンダーミラー 一式
- (10) サンバイザー 一式
- (11) ABC消火器1.8kg×1本
- (12) スペアタイヤ 1本
- (13) タイヤチェーン 一式
- (14) ハイプラ歯止め 一式
- (15) フロアマット 一式
- (16) 工具箱(ステンレス製)及び標準工具 一式
- (17) 非常用信号用具(発煙筒・三角表示板) 一式
- (18) 音声警報装置 一式(左折・後退時に音声を発し不要時には消音できること)

12. 納入に伴う付帯費用(重量税・自賠責保険代・登録費用・リサイクル料金等)は、購入価格に含むものとする。

13. 提出書類

承認図書(提出部数2部、A4判フラットファイル製本し、納車日の45日前までに提

出すること。)

(1) 契約関係

- (ア) クレーム修理依頼時のフローチャート(休日対応含む)
- (イ) 打合せ議事録
- (ウ) 製作工程表
- (エ) 車両納入予定表
- (オ) 仕様書

(2) シャーシ関係

- (ア) 仕様書(諸元表、外観図等)
- (イ) 標準付属品一覧表
- (ウ) サービス工場一覧表

(3) 架装関係

- (ア) 諸元表
- (イ) 外観図
- (ウ) 主要部品材料一覧表(ミルシート添付のこと。)
- (エ) 車両5面図(架装完了状態)
アプローチ、デパーチャ、ランプブレークの各角度及び可動部の軌線図に寸法を記入したもの。
- (オ) 部品単価書
- (カ) サービス工場一覧表

14. 本車両の納入時は立会いの上、検査を受けること。
15. 完成車納入後10日間の経過をもって検査の完了とみなすものとする。
16. 仕様について疑義が生じた場合は、本町との協議のうえ、決定することとする。
17. 制作にあたって諸般の事情により仕様を変更する必要がある際には、確認書や図面等を取り交わし齟齬のないようにすること。
18. 納入検査に合格後であっても、製作上の不備による故障または自然破損を生じたときは、メーカー保証期間に準じ無償にて修理または取替えを行うこと。
19. 納車の際には、燃料を満杯にしておくこと。
20. 下取り車両はない。